

監査監第1754号

令和4年3月9日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 阪本 克己 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

保健福祉局

保健部

健康増進課、地域医療課、生活衛生課、食品・医薬品安全課、
高等看護学院、思い出の里市営霊園事務所、大宮聖苑管理事務所、
食肉衛生検査所、こころの健康センター、動物愛護ふれあいセンター

福祉部

福祉総務課、生活福祉課、監査指導課、障害政策課、障害支援課、
国民健康保険課、年金医療課、障害者更生相談センター、
障害者総合支援センター

長寿応援部

高齢福祉課、いきいき長寿推進課、介護保険課

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課、青少年育成課

幼児未来部

幼児政策課、のびのび安心子育て課、保育課

子ども家庭総合センター

総務課、北部児童相談所、南部児童相談所、子ども家庭支援課
総合療育センターひまわり学園

総務課、医務課、育成課、療育センターさくら草

各区役所

健康福祉部（福祉事務所）

福祉課、支援課、高齢介護課、保険年金課、保健センター

(2) 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年6月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 現金（前渡金、概算払金、釣銭及び窓口保管金を含む。）、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。また、確実かつ有利な方法により保管されているか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和3年8月20日（金）から令和4年3月3日（木）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 電柱

【生活衛生課】

【大宮聖苑管理事務所】

【子ども家庭総合センター総務課】

(イ) 電話柱

【保育課】

イ 行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 電柱

【大宮聖苑管理事務所】

(イ) 電話柱

【保育課】

ウ 現金取扱事務において、拾得物件（現金）を金庫内で保管していたため、遺失物法に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【高等看護学院】

【大宮聖苑管理事務所】

【緑区高齢介護課】

エ さいたま市高等看護学院学生寮に係る施設光熱水費等負担金（3月分）にお

いて、随時の収入で令和3年4月に納入通知書を発していることから、令和3年度歳入とすべきところ、令和2年度歳入としていたので、地方自治法施行令第142条第1項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【高等看護学院】

オ 前年度及び過年度収入未済繰越分において、歳入調定の起票が遅れていたの
で、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定す
るよう適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 墓地管理料 【思い出の里市営霊園事務所】

(イ) 一般被保険者返納金 【国民健康保険課】

(ウ) 母子福祉資金貸付金元利収入等 【子育て支援政策課】

(エ) 公立保育所使用料 【保育課】

(オ) 生活保護費返還金及び徴収金 【南区福祉課】

カ 介護給付費不正請求に伴う返還金等に係る過年度収入未済繰越分において、
前回の指摘にもかかわらず、歳入調定の起票が遅れていたの
で、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正な事務
処理を行うべきである。 【障害支援課】

キ 過年度収入未済繰越分において、歳入調定の起票が遅れていたの
で、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正
な事務処理を行うべきである。

(ア) 滞納繰越分普通徴収保険料 【年金医療課】

(イ) 滞納繰越分普通徴収保険料 【介護保険課】

(ウ) 寡婦福祉資金貸付金違約金 【子育て支援政策課】

(エ) 生活保護費返還金及び徴収金 【見沼区福祉課】

(オ) 老人ホーム入所者・保護者負担金 【南区高齢介護課】

(カ) 重度要介護高齢者手当過誤払返還金 【南区高齢介護課】

ク 納骨堂使用料に係る収入未済繰越分において、業務システムと財務会計シス
テムで収入未済額が一致していなかったの
で、適正な事務処理を行うべきである。 【思い出の里市営霊園事務所】

ケ 過年度収入未済繰越分において、調定額が決算書の収入未済額と異なってい
たので、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、適正な事務処理を行う
べきである。

(ア) 医療給付費分滞納繰越分等 【国民健康保険課】

(イ) 生活保護費返還金及び徴収金 【南区福祉課】

コ 介護給付費返還金において、債権の一部のみを調定し、決算書上、表示していない債権があったので、適正な事務処理を行うべきである。 【介護保険課】

サ 児童手当返還金及び児童扶養手当返還金に係る債権管理において、以下のとおり適正に行われていない事例が見受けられた。これは、債権管理を主に表計算ソフトで作成した債権管理簿により行っており、業務システムと財務会計システムとの相互確認が不十分であったことがひとつの要因と思われる。

業務システムを活用した債権管理を検討し、債権管理が適正であるか複数の担当者で確認するとともに、債権管理簿、業務システム、財務会計システムの相互確認を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。

- ・ 債権管理において、債権の一部のみを調定し、決算書上、表示していない債権があった。
- ・ 令和2年度決算において、二重に調定を起票し、収入未済額を誤っていた他、不納欠損額にも誤りがあった。
- ・ 令和3年度に収入した返還金において、令和3年度歳入とすべきところ、令和2年度歳入としていた。
- ・ 令和3年度繰越調定において、調定の起票漏れがあった他、令和2年度に収入済みであるにもかかわらず、繰越調定を起票していた。

【子育て支援政策課】

シ 公立保育所使用料に係る過年度収入未済繰越分において、歳入調定の起票漏れがあったので、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正な事務処理を行うべきである。 【保育課】

ス 生活保護費返還金及び徴収金に係る過年度収入未済繰越分において、令和3年度歳入とすべきところ、令和2年度歳入としていたので、地方自治法施行令第160条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【岩槻区福祉課】

セ 生活保護費返還金及び徴収金において、令和2年度に係る不納欠損額に誤りがあったので、適正な事務処理を行うべきである。 【岩槻区福祉課】

(2) 支出事務

ア 会計年度任用職員（特別介護指導員）の報酬において、翌月21日までに支給していなかったため、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【監査指導課】

イ 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当を6月30日に支給していなかったため、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【健康増進課】

ウ 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたため、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【保育課】

エ 会計年度任用職員の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったため、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

- (ア) 生活保護面接相談員 【北区福祉課】
【桜区福祉課】
- (イ) 生活保護年金相談員 【大宮区福祉課】
- (ウ) 生活困窮者相談支援員等 【見沼区福祉課】
- (エ) 生活困窮者相談支援員 【浦和区福祉課】
【岩槻区福祉課】

オ 特別職非常勤職員の報酬において、日額の報酬を翌月15日までに支給していなかったため、さいたま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

- (ア) 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委員 【福祉総務課】
- (イ) 社会福祉審議会障害福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会委員 【障害支援課】
- (ウ) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害程度審査部会委員
【障害者更生相談センター】
- (エ) 児童相談所一時保護所小児科嘱託医師 【南部児童相談所】
- (オ) 生活保護嘱託医 【浦和区福祉課】

カ 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会委員の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったため、さいたま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【こころの健康センター】

キ 過誤払金において、出納閉鎖前に返納されているにもかかわらず、令和2年

度の歳出戻入としていなかったもので、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 心身障害者福祉手当 **【障害支援課】**

(イ) 生活保護費 **【西区福祉課】**

ク 負担金補助及び交付金において、出納閉鎖前に返納されているにもかかわらず、令和2年度の歳出戻入としていなかったもので、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 **【介護保険課】**

ケ 資金前渡において、過年度の精算誤りにより、前渡金出納簿と資金前渡口座の残高が相違していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【青少年育成課】

【岩槻区福祉課】

コ 資金前渡（保育園訪問駐車場使用料）において、前渡金の精算が遅れていたもので、さいたま市会計規則第78条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 **【保育課】**

サ 資金前渡において、前回の指摘にもかかわらず、過年度の精算誤りにより、前渡金出納簿と資金前渡口座の残高が相違していたので、適正な事務処理を行うべきである。 **【保育課】**

シ 資金前渡において、前渡金以外の現金を資金前渡口座で管理していたので、適正な事務処理を行うべきである。 **【緑区高齢介護課】**

(3) 契約事務

ア さいたま市墓地施設等受付・思い出の里会館斎場管理業務委託契約において、支出負担行為伺書に係る決裁を局長決裁とすべきところを課長（所長）決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 **【思い出の里市営霊園事務所】**

イ さいたま市墓地施設等受付・思い出の里会館斎場管理業務委託契約において、思い出の里会館葬祭場使用料等の収納事務に係る業務を請け負わせているものの、地方自治法施行令第158条第2項に基づく収納事務委託の手続を経ていなかったもので、適正な事務処理を行うべきである。

【思い出の里市営霊園事務所】

ウ さいたま市思い出の里立体屋内墓地エレベーター保守点検業務委託契約において、仕様書中、一部再委託できる規定を設けていないにもかかわらず、受託者以外が行っていたので、さいたま市業務委託契約基準約款第5条第3項に

基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【思い出の里市営霊園事務所】

エ さいたま市墓地管理システム更新（賃貸借）契約において、支出負担行為伺書に係る決裁を局長決裁とすべきところを課長（所長）決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【思い出の里市営霊園事務所】

オ さいたま市大宮聖苑火葬等業務委託契約において、火葬炉使用料等の収納事務に係る業務を請け負わせているものの、地方自治法施行令第158条第2項に基づく収納事務委託の手続を経ていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【大宮聖苑管理事務所】

カ さいたま市地域包括支援システム機器等賃貸借契約（平成31年度調達分）において、一般競争入札の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【いきいき長寿推進課】

キ 印刷業務において、調達課に購入等の手続きを依頼していなかったため、さいたま市物品会計規則第8条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 当初発送用封筒〔水糊〕10区分印刷業務 【介護保険課】

(4) 令和3年度現況届等印刷業務 【保育課】

ク 子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務委託契約等において、一般競争入札の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【子ども家庭支援課】

(4) 財産管理事務

行政財産の目的外使用許可（テレビドラマの撮影場所）において、局長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【生活衛生課】

(5) 行政事務（行政監査）

内部統制体制の整備と運用について（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を

改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられた。マニュアル等の確認不足が原因であると考えられるため、各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【生活福祉課】

【監査指導課】

【保育課】

【南部児童相談所】

【育成課】

【北区支援課】

【大宮区保険年金課】

【見沼区福祉課】

【見沼区保険年金課】

【見沼区保健センター】

【桜区福祉課】

【桜区高齢介護課】

【浦和区福祉課】

【南区福祉課】

【緑区保険年金課】

【緑区保健センター】

【岩槻区支援課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。